

## 試行自治体の選定について（案）

平成25年2月14日  
地方公共サービス小委員会

当小委員会は、平成24年12月18日の「公金債権回収業務における民間委託試行自治体の募集について」に基づき、事務局において債権回収業務の民間委託を試行する自治体（以下、「試行自治体」という。）を、応募期限を平成25年1月31日として募集した。

選定対象としては10団体程度を予定していたところであるが、試行自治体選定の可否を検討した結果、以下の11団体を試行自治体として選定することとした。

## 1 試行自治体（五十音順）

- ① 稲敷市（茨城県）
- ② 伊万里市（佐賀県）
- ③ 北本市（埼玉県）
- ④ 岐阜県
- ⑤ 静岡県
- ⑥ 千葉市（千葉県）
- ⑦ 栃木県
- ⑧ 長野県
- ⑨ 姫路市（兵庫県）
- ⑩ 八尾市（大阪府）
- ⑪ 湯河原町（神奈川県）

## 2 対象となる債権の種別及び業務内容

## (1) 債権の種別

市税、水道料金、下水道使用料、診察料金、市営住宅家賃及び共益費等、母子寡婦福祉資金貸付金、奨学金

## (2) 業務内容

自主的納付の呼びかけ、滞納者の所在調査、催告、納付相談、訴訟提起、強制執行、債権回収業務に対する助言、強制徴収債権以外の回収研修

なお、各試行自治体においていずれの債権を取り扱うかについては、非公表である。

以上